

特定施設 さくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人横手福祉会が開設する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という）が実施する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者に対し、適正な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護においては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、事業所の所在する市町村、協力医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 特定施設 さくら
- 2 所在地 秋田県横手市駅前町13番22号

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人横手福祉会とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤、特別養護老人ホーム、短期入所と兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1人（常勤）
利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- 3 看護職員 1人以上
利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講ずるものとする。
- 4 介護職員 10人以上
心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護をもって行う。
- 5 機能訓練指導員 1人（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 6 計画作成担当者 1人（介護支援専門員、常勤）
利用者または家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービス目標や支援内容を盛り込んだサービス計画を作成する。

（入居定員及び居室数）

第6条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 入居定員 | 29人 |
| 2 | 居室数 | 29室 |

（地域密着型特定施設入居者生活介護の内容）

第7条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴
- (2) 排せつ
- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談・援助

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サー

ビスであるときは、負担割合証に記載された割合に応じた額とする。なお、月の途中における入退居については日割り計算とする。

- 2 家賃 1ヵ月 50,000円
- 3 食材料費 1日 1,445円(朝食:385円、昼・夕食:530円)
- 4 共益費 1ヵ月 12,000円
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。(家電品持ち込み使用料ほか)
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型特定施設生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または家族に対して交付する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入居にあたっては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入居申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- 3 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(介護居室変更または一時介護室の利用)

第10条 一時介護室における介護がより適切であると施設が判断した場合は、医師の意見を聴き、本人家族の意向も確認のうえ、一時介護室に移して介護する。

- 2 一時介護室からもとの居室、または居室から他の居室へと居室の住み替えが必要となった場合は、医師の意見を聴き、本人家族の意向も確認のうえ、実施する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携など）

- 第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、行政職員、指定地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年6回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は横手福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年 6月 1日から施行する。